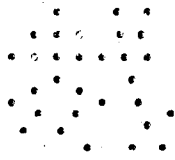
裁判長  
認 印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 3 0 年 (才) 第 9 8 0 号 平成 3 0 年 (受) 第 1 2 0 4 号
決 定 日	平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸 菅 野 博 之 三 浦 守
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 9 年 (ネ) 第 2 5 6 6 号 (平成 3 0 年 3 月 2 8 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p> <p>第 2 理由</p> <p>1 上告について</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>2 上告受理申立てについて</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 高 良 建 次 (印)</p>	



## 当事者目録

上告人兼申立人  
同代表者代表理事  
同訴訟代理人弁護士  
被上告人兼相手方  
同代表者代表取締役  
同訴訟代理人弁護士

公益社団法人全国消費生活相談員協会  
金子 晃  
桜井 健夫 ほか  
東急不動産株式会社  
大隈 郁仁  
武井 一浩 ほか

これは正本である。

平成30年12月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 高良建次

